

岩手大学大学院連合農学研究科長適任者選出に関する申合せ

岩手大学大学院連合農学研究科長適任者の選出については、岩手大学大学院連合農学研究科長適任者選出規則（以下「規則」という。）及び岩手大学大学院連合農学研究科長選考規則実施細則（以下「細則」という。）に定めるところによるが、選考を円滑に実施するため、当分の間、次のとおり運用することを申し合わせる。

- 1 細則第5条第1項第4号に規定する「規則第4条の規定により候補者となり得る者の名簿」に関しては、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 連合農学研究科長は、連合農学研究科の研究指導を担当する資格（主指導資格）を有する岩手大学在職の専任教授の中から、研究科長適任候補者選出のための予備選挙を実施する。
 - (2) 予備選挙の選挙資格者は、選挙実施日に岩手大学に在職する連合農学研究科の研究指導（主指導）、または研究指導補助（副指導）を担当する資格を有する教授、准教授、講師及び助教とする。
 - (3) 連合農学研究科長は、岩手大学大学院総合科学研究科長に(1)の選挙結果を付して研究科長適任候補者の推薦を依頼する。
 - (4) 総合科学研究科長は(3)を参考に、関係専攻長及び岩手大学農学部長と協議の上、規則第4条に規定する岩手大学の専任の教授のうちから2名ないし3名の研究科長適任候補者を選び、連合農学研究科長へ推薦する。
 - (5) 代議員会は、(4)により推薦された者の氏名、略歴及び抱負を記載した名簿を作成する。
- 2 投票日において、代議員会に出席するため、岩手大学に出張する代議員にあっては、細則第6条の規定にかかわらず、岩手大学の農学部の投票所において投票を行うものとする。

平成16年4月1日 適用

令和3年10月1日 改正